

福島市小中学校 P T A 連合会規約

第 1 条 (名称と事務局)

この会は、福島市小中学校 P T A 連合会といい、事務局を会長の指定する場所におく。
(事務局は、庶務係を小学校に置き、会計係を中学校に置くこととする。)

第 2 条 (組 織)

この会は、福島市内の小中学校 P T A をもって組織する。

第 3 条 (目 的)

この会は、単位 P T A 相互の緊密な連絡のもとに、P T A の健全な発達を推進し、家庭、学校、社会における児童、生徒ならびに青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各単位 P T A の共通する課題の解決
- 2 P T A に関する諸問題の調査、研究
- 3 教育の正常な進展に関する世論の形成
- 4 教育委員会ならびに関係諸機関への建議
- 5 教育関係他団体との連絡提携
- 6 会員の研修ならびに情報交換
- 7 その他この会の目的達成のために必要な事項

第 5 条 (役員とその任期)

この会に次の役員をおき、その任務を 1 年とする。ただし再任は妨げない。

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 監 事 | 3 名 |
| 4 | 理 事 | 各単位 P T A 1 名 (うち常任理事若干名) |
| 5 | 幹 事 | 若干名 |

第 6 条 (役員を選出)

この会の役員を選出は、次のようにする。

- 1 会長、副会長ならびに監事は、総会において選出する。
- 2 理事には、各単位 P T A の会長または校長がこれにあたる。
- 3 常任理事は、理事の中から選出する。
- 4 幹事は、会長が委嘱する。

第 7 条 (役員職務)

この会の役員は、次のようにする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、会計の監査をする。
- 4 理事は、総会の決議事項を執行し、かつ重要事項を審議する。
- 5 常任理事は、緊急事項を審議し、処理する。
- 6 幹事は、庶務、会計を行う。

第 8 条 (会 議)

この会は、次のような会議をもつ。

1 総 会

総会は、各単位PTAの会長、校長及び代議員をもって構成し、年1回開く。
ただし、代議員の数は別にこれを定める。

総会は、最高の決議機関で、次のような事項を議決する。

- (1) 会務の報告 (2) 年度活動計画 (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選出 (5) 規約の改正 (6) その他必要と認めた事項

2 臨時総会

臨時総会は、必要あるときこれを開く。

3 理 事 会

4 常 任 理 事 会

5 専門委員長会

第 9 条 (専門委員長会)

1 この会には、次のような専門委員会をおく。

- (1) 財政委員会 (2) 教養委員会 (3) 厚生委員会 (4) 健全育成委員会
- (5) 広報委員会 (6) 進路対策委員会 (7) 家庭教育推進委員会

2 専門委員会の委員に、各単位PTA代表者をもってこれにあてる

3 各種委員会には、委員長、副委員長及び書記をおき、会長が指名する

4 各種専門委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集し、それぞれ所掌事項について企画し、理事会の承認を得て実施する。

5 各種専門委員会の所掌事項については、別にこれを定める。

第 10 条 (会 計)

この会の会計は、次のようにする。

- 1 この会の経費は、負担金、補助金及び寄付金をもってこれにあてる。
- 2 各単位PTAの負担額は、総会においてこれを定める。
- 3 会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第 11 条 (帳 簿)

この会に、次の帳簿をおく。

- (1) 会 計 簿 (2) 会議記録簿 (3) 文 書 綴
- (4) 役 員 名 簿 (5) 規 約 綴 (6) その他必要な帳簿

第 12 条 (細 則)

この会の運営に関し、必要な細則は、理事会においてこれを定める。

付 則
この規約は、昭和41年6月23日から施行する。
改 正 昭和49年5月25日から施行する。
改 正 平成 2年5月25日から施行する。
改 正 平成13年5月14日から施行する。
改 正 平成15年5月13日から施行する。
改 正 平成17年5月10日から施行する。
改 正 平成29年5月 9日から施行する。
改 正 令和 7年5月17日から施行する。

代議員の定数に関する規程

- 第 1 条 (目的)
本規程は、規約第 8 条にいう総会の際の代議員の数を定めることを目的とする。
- 第 2 条 (代議員の選出)
各 PTA は、会員数を基礎にして人員を選出し、氏名を本会事務局に報告するものとする。
- 第 3 条 (代議員の数)
各 PTA の選出する代議員の数は、別表に定める人数とする。
- 第 4 条 (代議員の変更)
代議員を変更して出席させるときは、PTA 会長名による変更届を提出して出席させるものとする。
- 第 5 条 (規程の改正)
この規程を改正するときは、理事会の出席理事の三分の二の賛成を必要とする。

付 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

別表

会員数	代議員数
1 ～ 1 0 0	1
1 0 1 ～ 4 0 0	2
4 0 1 ～ 7 0 0	3
7 0 1 ～	4

福島市 P T A 連合会旅費規程

- (目的)
第 一 条 この規程は、福島市小中学校 P T A 連合会（以下市連 P という）が支給する旅費に関し諸般の事項を定め、会務の円滑な運営に資するとともに、会費の適正な支出を図ることを目的とする。

- (旅費の支給)
第 二 条 市連 P 役員及び会員が会長の要請を受けて、下記の各号に該当する会合に参加する場合は、第三条により旅費を支給する。
1 県理事会 2 県大会 3 東北大会 4 全国大会

- (旅費の計算)
第 三 条 旅費の支給は、以下の条項により該当額を支給する。
1 県理事会 一律 5 0 0 円を支給する。
2 県大会 会長及び事務局長についての宿泊費（実費）並びに懇親会費
3 東北大会 市連 P 会長の要請のもとに参加する場合は、宿泊費（実費）
 を支給する。その他交通費等の支給については、開催地の状況に応じ、その都度協議する。
4 全国大会 市連 P 会長の要請のもとに参加する場合は、宿泊費（実費）
 を支給する。その他交通費等の支給については、開催地の状況に応じ、その都度協議する。

- (会計)
第 四 条 この規程に関する会計は、市連 P 事務局庶務係の事務処理を経て会計担当校事務局より支出する。

- (細則)
第 五 条 この規程の改定は理事会において審議し、総会の承認を経て施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 7 年 5 月 1 6 日より施行する。
一部改正 平成 2 2 年 5 月 1 1 日から施行する。
一部改正 平成 2 7 年 5 月 8 日から施行する。

福島市小中学校 P T A 連合会表彰規程

第 1 条 (目 的)

本規程は、P T A の振興発展に貢献し、その功績顕著なるものを表彰し、もって教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (範 囲)

被表彰は、P T A の使命遂行に尽くし、その他表彰に値すると認められる業績のあったものとする。

第 3 条 (方 法)

表彰は表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。
但し記念品の贈呈をすることもできる。

第 4 条 (時 期)

表彰は総会において行う。但し事情により臨時に行うこともできる。

第 5 条 (手 続 き)

表彰の手続きは、各単位 P T A ならびに本会の機関により本会内申書を提出し、これにより選考委員会において決定する。
各単位 P T A よりの内申数は 3 名以内とする。

第 6 条 (選 考)

選考委員会は、常任理事会をもって構成する。但し緊急の場合は会長がこれを専決することができる。

第 7 条 (内 申 書)

- 1 内申書の提出は総会前の会長の定める日までとする。但し第 4 条但し書きの場合は、この限りでない。
- 2 内申書の様式は、次の通りとする。
 - (1) 氏名、生年月日、現住所、職業
 - (2) 経 歴
 - (3) 功労及び篤行の顕著と認められる事項
 - (4) その他参考となる事項

付 則

本規程は、昭和 4 5 年 4 月 1 日より実施する。
改 正 昭和 4 9 年 5 月 2 5 日から施行する。
一部改正 昭和 5 3 年 4 月 2 4 日から施行する。(内申書提出時期)
一部改正 平成 1 0 年 5 月 2 2 日から施行する。(手続き内申数の変更)

選考に関する細則

第1条（目 的）

この細則は、本会規約第12条に基づき第6条第1項の会長、副会長ならびに監事の選考について定め、適正かつ円滑な役員選出を図るために選考委員会を設置することを目的とする。

第2条（委員の構成）

選考委員の構成は次のとおりとする。

- （1）選考委員会は、本部1名、常任理事をもって構成する。ただし、自薦他薦による役員候補は選考委員会に属せないものとする。
- （2）選考委員会の委員長は委員の互選による。
- （3）選考委員に欠員が出た場合、その方部より代わりの者を選出する。

第3条（期 間）

選考委員会は2月1日に設置し、新年度総会において役員決定後に解散する。

第4条（任 務）

選考委員会の任務は次のとおりとする。

- （1）会長、副会長ならびに監事の候補者を選定し、役員就任の同意を得る。
- （2）会長、副会長ならびに監事の候補者を総会に上程し、本会規約に基づき選出されるべく手続きをとる。

第5条（自薦他薦）

会長、副会長ならびに監事の候補者の自薦他薦は次のとおりとする。

- （1）各役員の立候補は、「福島市小中学校PTA連合会役員立候補趣意書」に希望する役員名と出身PTA名を記し、立候補者が署名捺印のうえ、略歴を添えて1月15日から1月31日までの間に本会事務局へ提出するものとする。
- （2）各役員の推薦は、推薦する役員名、候補者氏名、出身PTA名を記した「福島市小中学校PTA連合会役員推薦書」に推薦者が署名捺印のうえ、推薦理由を添えて、1月15日から1月31日までの間に本会事務局へ提出するものとする。

第6条（選考の方法）

会長、副会長ならびに監事候補者の選出については、選考委員会の厳正なる判断に委ねるものとする。

附則 この細則、平成17年 5月10日から施行する。

改 正 平成21年12月 8日から施行する。